
海上労働システム規則実施要領

実施
要領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 達 第 18 号

2019 年 3 月 14 日 海務委員会 承認

2019 年 6 月 14 日 達 第 18 号
海上労働システム規則実施要領の一部を改正する達

「海上労働システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

3 章 海上労働システムの検査

3.6 追加検査

-2.(15)及び(16)として次の 2 号を加える。

-1. 船舶所有者は、追加検査の申込みにおいて、その理由を申込書に記載すること。

-2. 規則 3.6-1.(1)にいう「別に定める軽微な変更」とは、船員の労働条件及び生活条件に係る次の事項以外のものに係る変更をいう。

((1)から(14)は省略)

(15) 送還

(16) 船舶所有者の責任

附 則

1. この達は、2019 年 6 月 14 日から施行する。